

整形外科学教室最優秀論文賞取扱基準

(目的)

第1条 大阪医科薬科大学整形外科学教室は、その年度の優秀な英語論文主著者に対し賞を与えることにより、著者の労を顕彰するとともに、教室員及び同門の英語論文執筆の気運を高め、本教室の学術振興を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 年に1度、若干名の者に対し整形外科学教室最優秀論文賞（以下最優秀論文賞という。）を基礎部門と臨床部門に分けて授与する。その内容は賞状及び副賞10万円とする。
但し、第5条に掲げる基準に該当する論文が無い年度は、この限りでない。

(運営委員会)

第3条 この事業の円滑な運営を図るため、整形外科学教室最優秀論文賞運営委員会（以下運営委員会という）を設置する。
運営委員会の委員は次の各号の委員をもって構成する。
一、整形外科学教室教授
二、整形外科学教室准教授
三、整形外科学教室講師

(選考)

第4条 最優秀論文賞の選考は運営委員会が行う。

(選考基準)

第5条 最優秀論文賞の選考基準は、以下のとおりとする。
一、英語論文は掲載されたものを対象とする。
二、基礎部門は、掲載雑誌の **impact factor** を重視する。
三、臨床部門は、大学よりも関連病院から出された論文を優先する。
四、整形外科学教室教授の論文は、選考対象外とする。
五、選考には、受賞者の過去の受賞歴、受賞回数も考慮する。

(募集)

第6条 最優秀論文賞の募集は、毎年一回行うものとし、運営委員会がその期限を定めて公示するものとする。

(応募)

第7条 最優秀論文賞の交付を受けようとするものは、交付申請書を運営委員会に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 運営委員会は、選考委員会において選ばれた者に対しその旨を本人に通知するものとする。

(表彰)

第9条 最優秀論文賞は同門会年次総会において表彰する。

(資金)

第10条 最優秀論文賞に係る経費は、整形外科学教室奨学寄付金より支出する。

(改廃)

第11条 この取扱基準の改廃は、運営委員会の多数決によるものとする。

附則 この取扱基準は、平成25年12月16日より施行する。

附則 この改正は、平成29年12月25日より施行する。

附則 この改正は、令和3年11月19日より施行する。